

粕屋町議会基本条例

令和6年4月1日改正

逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第4条－第6条）

第3章 町民と議会との関係（第7条－第9条）

第4章 議会と行政との関係（第10条－第13条）

第5章 議会と議員との関係（第14条）

第6章 委員会の活動（第15条）

第7章 議会及び議会局の体制整備（第16条－第18条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条－第21条）

第9章 条例の検証及び見直し手続（第22条）

第10章 補則（第23条）

附則

前文

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づき制定するものである。

粕屋町の町政は、粕屋町の住民（以下「町民」という。）の負託に応えるものであって、その権利の源は町民にある。その権能は、選挙によって選ばれた町民の代表者である町長と議員によって構成される粕屋町議会（以下「議会」という。）が、町民福祉の向上や実現のため、町民の要望等を十分把握して行使する。

町政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、町長と議会は町民の負託を更に重く受け止めて活動し、町長は執行機関として執行権、議会は合議制の議事機関として議決権、それぞれの異なる特性を生かしながら、独断専行を抑制しつつ競い合い、協力し合わなければならない。そして、町長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、粕屋町にとって最良の意思を決定することで、町民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、町民に最も身近で基礎的な自治体である粕屋町の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化を図らなければならない。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は町民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に町民との対話を行い、町民の声をくみ取りながら、議員間による自由かつ達な討議を重ね、町民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに粕屋町議会基本条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営及び議員に係る規範的事項を定めることにより、町民との共創による開かれた議会の実現を図り、町勢の伸展及び民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会の役割と責務)

第3条 議会は、町民に選ばれた議員全員によって組織された、言論の府であり、合議制の議決機関である特性と責任を認識し、総合的視点と長期的展望に立ち重要政策の意思決定及び議会活動に努めなければならない。

第 2 章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会運営を目指すこと。
- (2) 町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)の町政運営状況の監視に努めること。
- (3) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (4) 粕屋町議会会議規則(昭和62年粕屋町議会規則第1号。以下「会議規則」という。)、粕屋町議会委員会条例(昭和62年粕屋町条例第15号。以下「委員会条例」という。)及び議会における先例(申し合わせ)事項は、継続して精査するものとし、必要があれば見直しを行うこと。
- (5) 町民が傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (6) 町民にとって分かりやすい言葉、表現を用いる等の議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握することに努め、町民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

◆第1条の解説◆

この条例の目的は、議会運営における規範的事項を明文化することにより、町民福祉の向上と町勢の伸展に寄与することであると規定しています。

(R6.4.1改正)

前文に明記があり重複する町民の付託について削除し、町民との共創に重きをおきました。

◆第2条の解説◆

議会運営に関係する条例や規則等を制定する場合には、この議会基本条例の趣旨との整合性を図らなければならないことを規定しています。

◆第3条の解説◆

議員としての責任、議会としての責任の重さを認識し活動していくことを規定しています。

(R6.4.1改正)

言論の府であり、合議制の議決機関である議会であることを、より強く自覚するものとするもの。

◆第4条の解説◆

地方公共団体の議会は、住民によって直接選挙された議員で構成される議事機関です。

議事機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法第93条で定められています。

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、町政運営のチェックを行う責務があります。その際には、町民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを議会に反映させ、議員相互間の討議を十分に尽くして合意形成することや、分かりやすい言葉や表現を用いた自律的議会運営に努めなければなりません。

町民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために必要な議会運営の原則を本条において規定しています。

◆第5条の解説◆

① 議会は、言論の場として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由かつ違な討議を推進することを規定しています。

② 議員は議会を構成する一員であり、町政全般の課題と町民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、町民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。

③ 議員は自己研鑽等によって政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行う活動に努めることを規定しています。

(議長及び副議長の権限と役割)

第6条 議長及び副議長の権限については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

第 3 章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第7条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議を始め、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

(意見交換会等)

第8条 議会は、町民への報告と町民との意見交換の場として、意見交換会等を行うものとする。

2 意見交換会等に関することは、別に定める。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会及び町政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、町政に係る重要な情報及び議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

第 4 章 議会と行政との関係

(議会と執行機関)

第10条 議会審議における議員と町長等との関係については、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

3 会議において質問を受けた者は、議長の許可を得て、質問の趣旨をただし、又は反問することができる。

4 会議における質問及び発言は、要点のみを分かりやすく述べ、品位ある発言に努めること。

◆第6条の解説◆

議長及び副議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、会議規則で明確にしていくことを規定しています。

◆第7条の解説◆

① 議会が町民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。

② 会議の原則公開を規定しています。

③ 町民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、町民との意見交換の場を多様に設けることにより、町民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

◆第8条の解説◆

(R6.4.1改正)

前条第3項の「町民との意見交換の場」の1つとして、直接、町民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接聞く貴重な機会として、議会報告会を位置づけて実施していましたが、より「町民との意見交換の場」であることの重要性に鑑み意見交換会等と位置付けることとしました。

なお、意見交換会等の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めることを規定しています。

◆第9条の解説◆

この条例7条で積極的に情報を発信すると定めていますが、ここでは、広報媒体の多様な手段を講じて行うと規定しています。

特に、広報にあっては各議員の議案に対する対応を町民に積極的に公表することを定めています。

◆第10条の解説◆

議会審議において議員と町長等とは緊張関係を保持することを規定しています。

二元代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し会議の論点及び争点を明確にするため一般質問では、一問一答方式を積極的に活用することと説明員から議員へ反問することができる旨を規定しています。

(R6.4.1改正)

第4項については、特段の規定をしなくても、常識的判断で十分な内容のため削除した。

(町長による政策形成過程の説明)

第11条 議会は、町長が提案する重要な計画、政策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト計算(収入見込みを含む。)

(町長による予算及び決算における説明)

第12条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事項)

第13条 法第96条第2項に基づく議会の議決事項は、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、別に条例で定める。

第5章 議会と議員との関係

(自由討議の保障及び拡大)

第14条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を拡大し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。
- 3 議会は、前2項の自由討議を行う場合、町長その他の説明員を必要に応じて退席させることができるものとする。

◆第11条の解説◆

町長等が、重要な政策等を提案する場合7つの条件を示す説明責任のルール化を規定しています。

これは、政策水準の向上と、議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。

ここで言う重要な政策等とは、

- ① 中・長期にわたるまちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
- ② 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

◆第12条の解説◆

町長等は、予算や決算の審議においても、町民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、前条の趣旨に準じた分かりやすい説明を行うよう規定しています。

◆第13条の解説◆

法第96条第1項では、議会で決定しなければならない議決事項、第2項では法第96条第1項以外に重要なものは条例により決めることができる規定になっています。

よって、議会と町長等が透明性の高い責任をともに担うために、町政運営の総合的な指針となる総合計画は議決項目となっています。また、その他、必要に応じて、新たに議決項目とすることができることを規定しています。

◆第14条の解説◆

- ① 議会は討論の場(言論の場)であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を中心とした運営に努めていくことを規定しています。
- ② 自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことにより、議員自らも、積極的な政策提言や条例提案等に努めることを規定しています。

(R6.4.1改正)

- ③ 議会の会議へは町長その他説明員を原則出席させ、開かれた議会を目指します。

第 6 章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第15条 議会は、町政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を生かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、原則、公開しなければならない。

第 7 章 議会及び議会局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、この条例の理念を議員相互間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を議員全員で行わなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 3 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、町政の直面する現状と重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者による積極的な活用を図ることができる。

(議会局の体制整備)

第18条 議会は、法第138条第2項の規定により、議会に事務局として議会局を置く。なお、議会局に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 議会局は、議長の管理に属し、粕屋町議会に関する事務を処理し、自らも研鑽に努める。
- 3 議会は、政策立案機能及び政策立案提言機能を高めるため、議会局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。
- 4 議会局は、議会の円滑かつ効果的な運営及び活動の充実を図るパートナーとして、議会に対し提案を行うことができる。

◆第15条の解説◆

- ① 議会は、委員会のもつ専門性と特性を生かして、町政の諸課題に適切に対応する運営に努めることや委員長の職責を規定しています。
 - ② 委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。
 - ③ 委員会においても、公正性、透明性を心がけ、町民に分かりやすい審査に努めることを規定しています。
- (R6.4.1改正)
- ④ 委員会は、開かれた運営を行うことを規定しています。

◆第7章の解説◆

(R6.4.1改正)
議会事務局から議会局への名称変更。

◆第16条の解説◆

- (R6.4.1改正)
- ① 一般選挙を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、全議員への研修を義務付けることを規定しています。
 - ② 議員の資質向上、政策形成及び立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。
 - ③ 前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

◆第17条の解説◆

町行政の直面する重要課題に対応するために、議会自らがイニシアチブをとって、大学等研究機関（専門的知見）や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決を行うことができることを規定しています。

◆第18条の解説◆

- (R6.4.1改正)
- ① 議会局設置の根拠を示しています。
 - ② 議会局職員の内命権者である議長は、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、より良い議会局体制を整えるよう努めることを規定しています。
 - ③ 議会局は、機能強化及び組織体制の充実に努めるよう規定しています。
 - ④ 議会局は、議会のパートナーとして、議会に対し提案を行うことができることを規定しています。

第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、粕屋町政治倫理条例(平成11年粕屋町条例第22号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数は、粕屋町議会議員の定数を定める条例(平成14年粕屋町条例第21号)で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握し、本町の实情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、法第74条第1項の規定に基づく町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和41年粕屋町条例第5号)で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては法第74条第1項の規定に基づく町民の直接請求による場合を除き、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、町民の意向を把握することができる。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、町長に提出することができるものとする。

第 9 章 条例の検証及び見直し手続

(条例の検証及び見直し手続)

第22条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会等において検証し、その結果を町民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 条例の検証及び見直しについては、別に定める。

◆第19条の解説◆

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、町民全体の代表者として議員の責務を正しく認識し、政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

◆第20条の解説◆

(R6.4.1改正)

①② 議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本町が抱える課題や、人口などの将来展望、附属機関、参考人制度等の活用により町民の意向を把握しながら総合的に検討していくことを規定しています。

③ 定数の改正は、町長の提案権は認めるものの、町民への説明責任を果たすためにも、議員が提案する場合は、総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。
なお、町民からの直接請求については、この限りではありません。

◆第21条の解説◆

(R6.4.1改正)

① 報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、附属機関、参考人制度や公聴会制度などを活用することにより、町民の意向を把握できることを規定しています。

② 議会は、把握した結果について、議長を通じて町長に提出できることを規定しています。

◆第22条の解説◆

① この条例の検証とその結果の公表について規定しています。

② 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講ずることを規定しています。

(R6.4.1改正)

③ 条例の検証、見直しについて先例(申し合わせ)事項で規定しています。

現在は、4年に1回の見直しとの規定となっています。

第 10 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日条例第20号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

◆第 23 条の解説◆

この条例の施行にあたり必要な事項を別途委任することを規定しています。

附 則

条例の施行日を平成 2 4 年 4 月 1 日とするものです。

改正された条例の施行日を令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

施行とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることです。